

介護保険 第一号被保険者(65歳以上)の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、

次の要件を満たす方は、**保険料が減免**となります。

【保険料の減免対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者

⇒ **保険料を全額免除**

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる第一号被保険者

⇒ **保険料の全部又は一部を減額**

※保険料が一部減額される具体的な要件(次の要件すべてに該当)

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- **保険料の減免額は、減免対象保険料 (A × B / C) に前年の合計所得金額に応じた減免割合 (D) をかけた金額です。**

減免対象の保険料額(A × B / C)

- A: 第一号被保険者の保険料額
- B: 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
- C: 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合(D)

- 210万円以下の場合 : 全部(10分の10)
- 210万円を超える場合 : 10分の8

※ 主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、下記までお問い合わせください。

珠洲市役所 福祉課 高齢者支援係

電話：0768-82-7749

介護保険料減免要件の簡易フロー図（新型コロナウイルス感染症関係）

※簡易的にまとめたものであるため詳細は必ず確認してください。

